## 令和6年度宮内庁政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下 「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、宮内庁における事後評価の実施に関する計画を以下のように定める。

1 計画期間

令和6年度の1年間とする。

- 2 事後評価の対象となる政策
- (1) 法第7条第2項第1号に基づき事後評価の対象とする政策 (宮内庁政策評価基本計画6-(1)②に基づく)

政 策 名	インターネットによる京都御所等皇室関連施設の紹介
評 価 方 式	事業評価
担当部局名	京都事務所
目 標	京都事務所において管理する皇室関連施設の総合的なデータベースを作成し、各施設の詳細情報を充実させ、様々な情報を京都事務所ホームページから広く国民に紹介することで、皇室文化に対する国民の理解と関心の促進を図る。
評価実施期間	令和6年度

- (2) 法第7条第2項第2号に基づき事後評価の対象とする 政策該当なし。
- (3) 法第7条第2項第3号に基づき事後評価の対象とする 政策該当なし。